

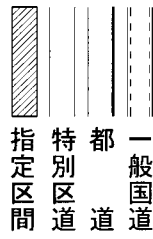
●東京都告示第五百二十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
 令和元年九月二十七日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 一般国道百三十号

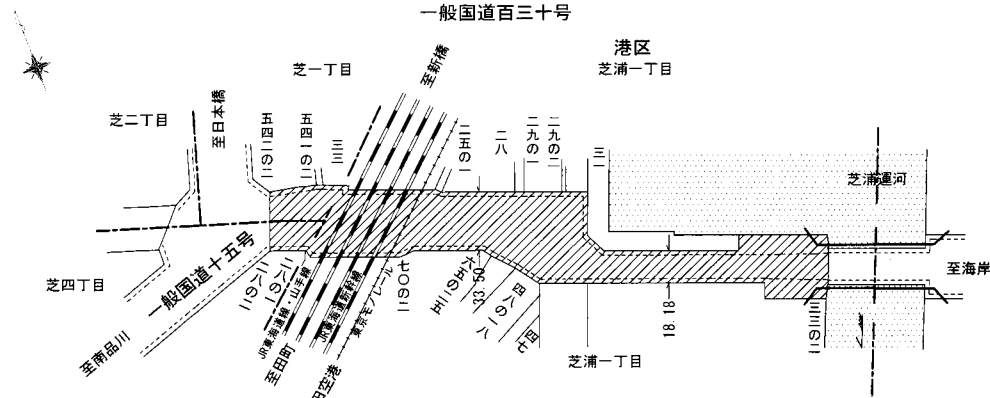
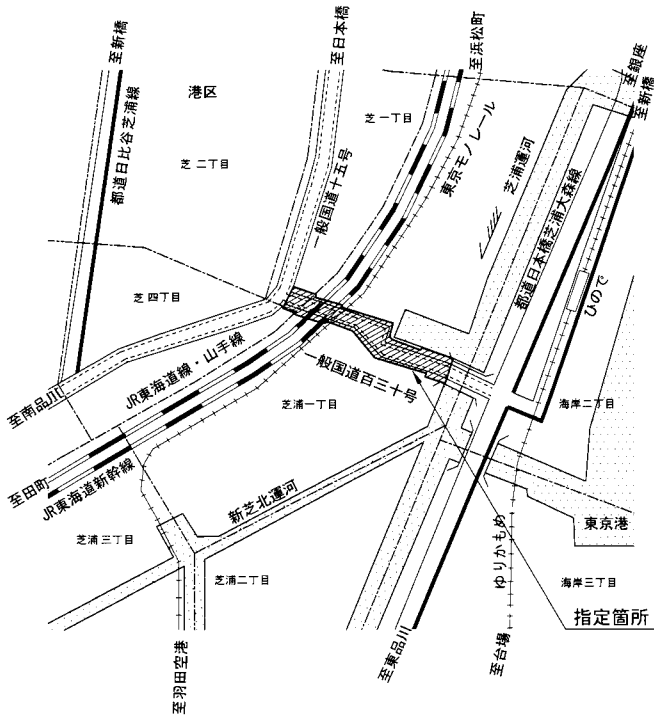
二 指定する区間
 港区芝浦一丁目三十三番二地先から同区芝一丁目五百四十二番二地先まで
 三 指定の概要
 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 一般国道百三十号
 港区芝浦一丁目地先〜芝一丁目



延長 三三二・〇三メートル
 （電線共同溝予定名称 国道百三十号・一号）



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年九月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在地

クラーチ・ファミリア小 板橋区大谷口二丁目十五番七号 竹向原

●東京都選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年九月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在地
みさよはうす富久 新宿区富久町三十五番七号

●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和元年九月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在地

友愛病院 足立区花畑四丁目三十三番八号

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

平成三十一年四月二十一日執行の港区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

東京都選挙管理委員会

3 1 選 第 3 8 7 号

裁 決 書

審査申立人 飯田 佳宏

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和元年6月28日に提起された、平成31年4月21日執行の港区議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、票の再点検を求める申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、令和元年5月7日に港区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)をしたところ、区委員会は、同年6月10日、本件異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求めるものである。
また、付随して、捜査当局への告発と票の再点検を求めることを加える。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。
(1) 本件選挙において、申立人は、政党関係者、公務員、当選人、当選人の資金提供を受けたものいずれかによる選挙干渉、政治活動への干渉が継続的に行われている可能性があり、その調査をした上で選挙無効の裁決を求めるものである。

また、申立人は、個々の選挙犯罪により選挙無効を申し立てているのではなく、法における選挙の規定に反していることから選挙無効を申し出したのであり、当然それには法全体が入ることになり、法第80条第1項、第2項、第237条も入り、施行令や施行規則なども入る。よって、区委員会が弁明書で述べた、個々の選挙犯罪裁判からの引用は争点の矮小化ではない。

(2) 本件選挙においては、落選者が20人となる中、その2割の候補者4名が異議の申出を行っているが、区委員会は、票の再検証に関して、選挙結果に何一つ疑問を挟まない決定を下しており、民主主義の危機を感じると共に、区委員会に各候補からの異議の申出を判断できうる能力がないこと、本件選挙を管理しうるに足りる能力がなかったことが見受けられる。少なくとも、候補者からの異議の申出がゼロであるほど万全な管理ではなかったことは明らかであるにも関わらず、票の再検証等、その職においてできる自助努力を何一つすることはなかった。また、選挙が不正でなかったことを異議の申出だけではなく、港区の有権者に理解してもらおうという兆しも全くないことが、区委員会の決定が港区のホームページに公開されていないことから明らかである。

(3) 本件選挙において、自由民主党から立候補した三田旭候補が異議申出書の内容証明かつ普通郵便で送付しているが、このことは、現在の政府与党の公認候補であっても区委員会が信用ならないものであることが明らかになったということである。

(4) 本件選挙において、日本共産党から立候補したいのくま正一候補は、異議申出書の中で何かを付度しながら、恐れるように異議の申出をしているところが見て取れる。

(5) 区委員会は、異議の申出の棄却の決定にあたり、各候補からの申出理由の調査、票の再検証、票束の再点検などを何一つせずに決定を下したため、

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。
その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か検討する。

(1) 申立て理由(1)について

申立人は、政党関係者、公務員、当選人、当選人の資金提供を受けたもののいずれかによる選挙干渉、政治活動への干渉が継続的に行われている可能性があると主張している。

一方、申立人は、個々の選挙犯罪により選挙無効を申し立てているの

有権者の信頼を台無しにしまったものである。

(6) 区委員会は、原決定の決定書において、申立人が推した選挙立会人が選定くじの結果、落選しているにもかかわらず、「公正な執行を確保するものである」として自らの主張を強化している。また、開票に関しては「開票が法に基づき適正に執行され」と主張しているが、そのロジックは手続きを重視する民主主義システムとかけ離れたものであり、逆になぜ票の再点検をせず、「申立人の主張する再点検によって選挙の結果に異動を及ぼすところはない。」と結論付けているのか不明である。

(7) 4票差で勝敗を決した大阪市議会議員選挙では、該当職員を排して速やかに票の再点検が公明正大に行われた。当落の異議が最終的な決着となつたかどうかは明らかではないが、票の疑義に関しては何となく疑問の余地なく晴れたのも事実である。他自治体を参考にし、見習い、票の再点検をすべきである。

(8) 区委員会は、原決定において、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第212条第1項に関し、何ら考慮された形跡がない。原決定の決定書には「証拠もない」、「具体的な事実や根拠に基づき明示することはされておらず、また、不可能である。」、「申立人の主観によるものであつて抽象的な主張といえる。』とある。選挙管理委員会がこのような姿勢を取り続けることは選挙妨害をするもの、組織的に選挙妨害、選挙干渉を企てるものに対し極めて有利に働いてきたこと、そして将来的にも有利になることは否定できない。そしてそのことはある特定の候補、特定された政治団体の候補、特定のパーソナリティを持つものになら何をやってもよいとのメッセージを送ることになりかねず、そのような社会は民主主義社会であると胸を張っていえるような状態にはないことは明らかである。

(9) 区委員会の委員長は客観的かつ第三者的な意見をくみ取ろうとすることなく、ただただ選挙が適法に執行されたという自らの主張に固執し、なんらアクションをしないことの根拠としているが、それは根拠にはならない。3名もの候補者が票の再点検を求めている時に何らアクションをしないことは、開票に携わったものたちへ疑念の目が向けられることを放置することとなる。票の公正さを明らかにするには、公正さが担保された環境で票の再点検、票束の再検証をすればよい。

ではなく、区委員会が、法第80条第1項、同第2項、同第237条をはじめとする法の各条項や施行令、施行規則に反していることから選挙無効を申し出たものと主張しているものと解される。

しかし、そもそも、申立人は本件選挙における具体的な選挙違反の事実を主張及び立証しているものではなく、また、主として選挙管理の任にある区委員会が、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反した事実や、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害したという事実も見当たらない。

よって、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

また、捜査当局への告発を行わなければならない理由もない。

(2) 申立て理由(3)、(4)について

申立人は、本件選挙に立候補した他の候補者の異議の申出について言及し、申立ての理由に加えているが、他の候補者の異議の申出は、本件審査の申立てとは直接の関係がなく、また、申立人が主張する内容は、本件選挙の管理執行とは関係がないため、選挙無効の要件には該当せず、審理の対象とすべきものではない。

(3) 申立て理由(8)について

申立人は、区委員会が原決定を行うにあたって、法第212条第1項が定める選挙人その他の関係人の出頭及び証言を行わなかったことについては、選挙妨害や選挙干渉を助長し、民主主義社会を否定するものであると主張しているものと解される。

この点、選挙の効力に関する異議の申出においては、法216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条で、「審査請求は、(中略)、審査請求書を提出してしなければならない。」として書面審理の原則が明示されているが、その例外の一つとして、法第212条第1項で、選挙管理委員会は、決定のため必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる」と規定されているものである。

したがって、法第212条第1項が定める選挙人その他の関係人の出頭及び証言を行うか否かは、専ら、選挙管理委員会の裁量に属する事項であって、区委員会が原決定を行うにあたって、それらの請求を行う必要がないと判断したことについては、何ら違法とされる事由とはならな

い。
よって、この点についても、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、港区スポーツセンターにおいて、平成31年4月21日午後8時40分に開会され、同日午後11時58分に閉会され、選挙立会人はすべて届出による者で計9名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が69,092票、有効投票が67,979票、無効投票が1,113票、無効投票率1.61%であり、最上位当選人の清家あいから最下位当選人の石渡ゆきこまでの計34名が当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、区委員会は、法をはじめとする関連法令の規定に則り、本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることは明らかというべきである。

したがって、これらの点について申立人の主張には理由がない。

3 その他、申立人は、申立て理由(2)、(5)、(6)、(7)、(9)において、票の再点検及び再検証に言及しており、その実施を求めている。

この点について、法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に対する訴訟による争訟を認めている(法第202条、第203条、第206条、第207条)が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認められない。

したがって、本件審査の申立てのうち、申立ての理由にある票の再点検を求めることは、法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審

査の対象にならないものである。

第2 審理の結果

以上のとおり、本件審査の申立てのうち、票の再点検を求めること(以下「再点検の申立て」という。)は、法に規定のない不適法な審査の申立てであるから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下する。

また、本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、本件審査の申立てのうち、再点検の申立てを除く申立てについては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年9月11日

東京都選挙管理委員会
委員長 宮崎 章

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号

平成三十一年四月二十一日執行の東大和市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五条の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

東京都選挙管理委員会

31 選挙第393号

裁 決 書

審査申立人 井上 一彦

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和元年7月16日に提起された、平成31年4月21日執行の東大和市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和元年5月6日に東大和市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)をしたところ、市委員会は、同年6月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人大后治雄(以下「本件当選人」という。)の当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。本件当選人は、東大和市内に居住実態がなく、市町村議会議員の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当しないにもかかわらず、本件選挙に立候補し、当選したものであるから、当選の効力は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。

なお、当委員会は、申立人に対して、令和元年7月17日及び同年8月15日に期間を指定して、証拠書類及び証拠物の提出を促す文書を送付したが、指定期日までに提出がなされなかった。また、同年8月27日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月28日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付したものの、申立人からは、指定期日の同年9月4日までに反論書の提出がなされなかった。

審理の結果は以下のとおりである。

第1 本件審査の申立てに至るまでの経緯と前提事実

- 1 平成9年11月3日 本件当選人は、東大和市に転入した。
- 2 平成11年4月25日 本件当選人は、民主党(当時)の公認を得て、東大和市議会議員選挙に初めて立候補し、得票順位第2位となる1867票を得て初当選している。
- 3 平成14年2月5日 本件当選人は、東大和市南街6丁目61番地の1に土地及び建物を購入し、同年3月14日に前住所である東大和市南街1丁目18番地の3みものハイツ101号から転居し、同日、その旨を東大和市長に届け出た。
- 4 平成15年4月27日、平成19年4月22日、平成23年4月24日及び平成27年4月26日に執行された各東大和市議会議員選挙において、本件当選人は、いずれも民主党公認で立候補して当選を続けており、東大

和市の市議会議員を20年におたり勤めている。

5 本件当選人は平成31年4月14日に告示された本件選挙に立候補し、同選挙は同月21日に執行され、同日、投票票が行われた結果、選挙会は、本件当選人を当選人と定めた。

6 申立人は、令和元年5月6日付で、市委員会に対し、本件選挙における本件当選人の当選の効力に関し本件異議の申出を提起し、市委員会はこれを受理した。

市委員会は、本件異議の申出を受けて、同月13日付で、本件当選人に対し、同人の当選の効力に関する異議の申出があった旨を告知した。本件当選人は同月15日付で市委員会に対し参加許可申請書を提出し、市委員会は、同日、これを許可した。

7 市委員会は、本件異議の申出を審理した結果、同年6月25日付でこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を申立人宛てに発送するとともに、その内容を公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第215条の規定に基づき、同月27日告示した。

8 申立人は、原決定を不服として、同年7月16日付けで当委員会に対し本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

第2 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など）。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有するには、本件選挙の期日である平成31年4月21日までの3か月間、すなわち同年1月21日から同年4月21日までの間（以下「当該期間」という。）、引き続き東大和市内に住所を有する者でなければならない。

(2) ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである（最高裁判所昭和35年3月22日判決、最高裁判所平成9年8月25日判決等）。

なお、判例では、法における選挙権及び被選挙権の有無を決する要件である住所の認定基準について、本人の意思を他の諸般の事情とともに補足的に考慮することは認められているところである（最高裁判所昭和32年9月13日判決、大阪地方裁判所平成2年10月30日判決）。

(3) ア これを本件についてみると、前記第1の1から4の記載のとおり、本件当選人は、平成9年11月3日に東大和市に転入した旨の届出を行い、その後、平成11年の選挙に立候補して当選し、4年間の任期を満了していることが認められる。また、本件当選人は同年3月14日に市内で転居しているが、同住所により平成15年から平成27年の4回の選挙及び本件選挙の立候補の届出を受理され、選挙会においても、被選挙権を有する者として当選の決定を受けている。

イ 市委員会は、原決定において、調査の結果、本件当選人の住所は当該期間において一貫して東大和市にあると認定しているが、申立人は、本件当選人は東大和市内に居住実態がない旨を主張する。

しかし、本件においては、前記アのとおり、本件当選人は、既に平成11年4月25日執行の東大和市議会議員選挙及びその後の4回の選挙に立候補、当選し、4年間の任期を5期満了して、更に本

件選挙にも立候補、当選していることが認められるものである。

したがって、申立人が、本件当選人に本件選挙に係る被選挙権の要件である法上の「住所」がないことを理由に原決定の取消しを求めるなら、本件当選人の生活の本拠が東大和市にないことを合理的に認めるに足りる客観的な証拠をもって立証する必要があるというべきである。

なぜなら、地方自治法(昭和22年法律第67号)第127条は、普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者等であるときはその職を失うとして、被選挙権の有無については、一定の場合を除き、議会がこれを決定すると規定しており、この被選挙権の有無の決定には、住所要件の認定も含まれるからである。すなわち、本件当選人は平成11年4月25日執行の東大和市議会議員選挙及びその後4回の選挙に立候補して当選し、4年間の任期を5期満了するまで議員活動を継続しており、この間、東大和市議会が本件当選人について地方自治法第127条に該当すると判断した事実はなく、この事情は、本件審査において、当該期間における本件当選人の住所を認定する際にも付随事情として考慮されるべきだからである。

ウ 本件審査の申立ての争点は、平成31年1月21日から同年4月21日までの当該期間中、本件当選人が継続して東大和市に住所を有していたか否かであり、申立人が、本件当選人に本件選挙の被選挙権がないとして当選の効力を争うなら、当該期間中、本件当選人に東大和市における生活の本拠がなかったことについて、前記ア及びイで指摘した点を踏まえた立証をする必要があるというべきである。

この点、申立人は、単に、当該期間中、本件当選人の居住実態が東大和市にないと主張するにとどまり、具体的かつ客観的根拠に基づいた主張とは認められない。

エ なお、本件審査の申立ての審理において当委員会に提出された資料によれば、本件当選人は、東大和市における住民基本台帳上の住所について、電気、水道及びガスなど生活の基本となる公共料金等の継続的な使用実績が認められる。また、市委員会は、住民基本台帳登録上の調査及び令和元年6月6日に実施した本件当選人宅の現地調査等の結果を併せ検討した上で本件当選人の居住実態が市内に

あることを確認したことが認められる。

これらの事情を併せ考慮するなら、仮に、本件当選人が家族と別居しているとしても、当該期間を含めて本件当選人の生活の本拠は継続的に東大和市にあったと認められ、これに反する事情は認定できないというべきである。

オ 市委員会は、本件異議の申出を受理し、申立人の主張、調査結果、利害関係人として本件異議の申出の審理手続に参加した本件当選人の意見書及び法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における本件当選人の住所は東大和市にあるとして、本件異議の申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められる。

そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

(4) その他、原決定に違法又は不当な点は認められない。

第3 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年9月11日

東京都選挙管理委員会
委員長 宮崎 章

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和元年9月27日

東京都収用委員会

会長 池 田 眞 朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東村山市計画道路事業区画街路都市高
速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第2号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和元年8月30日

別記のとおり

別記

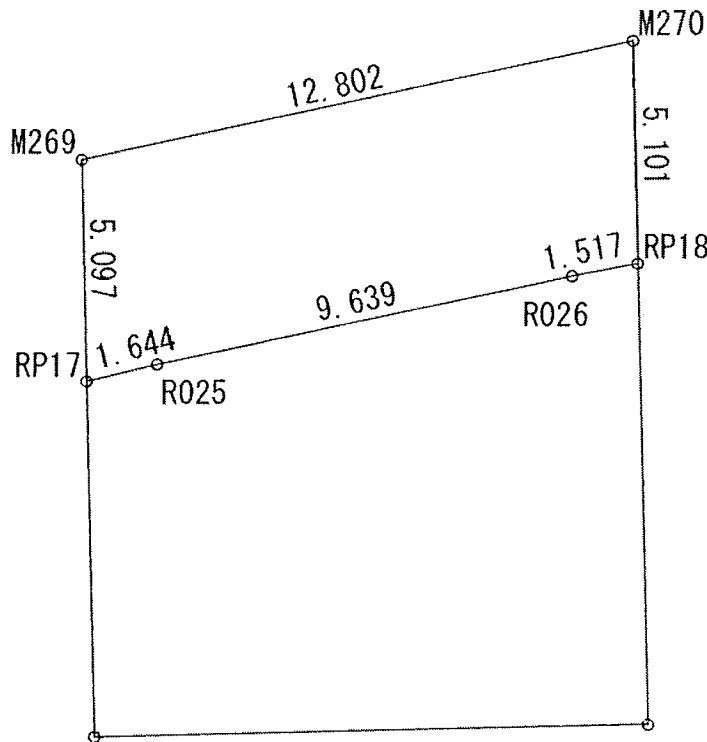
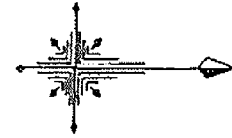
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備 考
所 在	地 番	地 目	登記簿上 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類	
東京都東村山市 本町一丁目	17番26	宅地	m ² 181.82	m ² 181.88	m ² 63.63	吉川暢夫	東京都東村山市本町 一丁目17番地26				別図の とおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都東村山市本町一丁目17番26のうち

63.63平方メートル



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
M269	-26981.654	-33234.876	411480.999756
RP17	-26981.524	-33229.780	-57387.830060
R025	-26979.927	-33230.172	-366130.035096
R026	-26970.506	-33232.211	-362629.886432
RP18	-26969.015	-33232.491	-45295.885233
M270	-26969.143	-33237.591	420089.912649
倍 面 積			127.275584
面 積			63.6377920
地 積			63.63 m ²

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和元年九月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八十八回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

四億六千万枚 千三百八十億円

(六十億円を一単位(一ユニット)として二十三単位

(二十二ユニット)。ただし、発売状況により、原則

発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット

単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

開封式

令和元年十一月二十日から同年十二月二十一日まで

令和元年十二月三十一日

令和二年一月七日

四	証券金額	当せん本数
五	証券型式	七億円
六	発売期間	一等の前後賞 一億五千万円
七	抽せん期日	一等の組違い賞 十万円
八	当せん金支払開始期日	二等 十万円
九	当せん金の額及び当せんの数	三等 十万円
	等 級	四等 十万円
	一等	五等 十万円
	二等	六等 十万円
	三等	七等 十万円
	四等	年末ラッキー賞 二万円
	五等	
	六等	
	七等	
	年末ラッキー賞	
	計	二百二十四万四千三百五本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づき総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和元年九月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	一億八千万枚 五百四十億円 (三十億円を一単位(「ユニット」として十八単位(十八ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和元年十一月二十日から同年十二月二十一日まで
七	抽せん期日	令和元年十二月三十一日
八	当せん金支払開始期日	令和二年一月七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 四本 一等 三千万円 二等 一千万円 三等 八本 四等 十万円 五等 三本 六等 三本
計		百十三万二千百十二本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和元年九月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百二十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百万枚 七億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等及び二等の当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十二月二十二日から令和二年一月十四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十二月二十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 六千六百五十本 一等 一万円 二等 五百円
計		四十二万六千六百五十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

